



来週の投資戦略 (8/31-9/4)

目は日米経済指標に

2020年8月30日

小松 徹

注目事項 - 見所

- 8月31日、7月の鉱工業生産指数 - 前月比 5.0%増?
- 9月1日、7月の完全失業率 - 3.0%に悪化?
- 9月4日、米国雇用統計 - 失業率 9.8%に改善?

株式市場見通し

先週金曜日午後2時までは、円安と株高の流れに加え、金融株主導で株価指数が堅調推移していたが、安倍首相、辞任の意向との一報で、円高に動く輸出株中心に株価が急落した。昔良く聞かされた“Buy My Abenomics”の反対行動を瞬間的に自動売買するマクロのファンドが動いたのだろう。だが、日本株に長年投資している者からするとアベノミクス相場は1年以上前に終了しているから、今回の辞任劇は相場を大きく動かすような出来事ではないと見ている。問題は、後任選びだ。自民党総裁の任期が1年しか残ってなく、現在のコロナ禍では、二階幹事長が両院議員総会方式で実施して、自分の力が及ぶように選出したいだろう。

そうすると、自動的に菅官房長官か、岸田政務会長になる。今回のコロナ禍の緊急経済対策で岸田氏は国民から不人気な政策を提案したうえ、優柔不断さが露呈した。一方、菅氏は「Go to キャンペーン」を東京抜きで無理やり実施、小池知事との仲もうまくいってないようで、東京都民には支持率が低いのではないかと（かつて都民だった私の個人的意見）。安倍政権をただ引き継ぐだけなら、菅氏で当面十分だろう。日本株投資家にはわくわく感が生じないが、大きな失敗もないだろう。恐らく数か月後の解散で、石破元幹事長が出馬すれば良いのではないかと。ただし、その時米国でトランプ政権が続いているようだ、日米の精神的な衝突は避けられないような気がする。

ところで、先週木曜日に米バンガード社の日本法人が活動を終了すると報告された。超低手数料でインデックス投資できるファンドを開発した米国のパイオニアだ。わが国では米国株ファンドだけでなく、SBIなどと組んで日本株ファンドも売っていたが、先週末の日本物のファンドは100億円にも満たない。これでは日本撤退もやむ負えなかったろう。香港も同時に撤退して、中国で100%資本の会社を立ち上げるらしい。米中対話の中で、トランプ政権が勝ち取った門戸の一つを活用するということになる。米国資本の金融会社の日本法人で勤務経験のある者としては寂しい話だ。

最後に、来週は日米で主要な経済指標の発表がある。わが国では7月の鉱工業生産指数が前月比で回復するものの、前年比では17%以上の大きな落ち込みだ。完全失業率は3.0%に悪化すると予想されている。米国でも週末に8月の雇用統計が発表されるが、失業率は9.8%に改善すると予想されている。両国の絶対値は大きく違うが、方向は反対に向いている。トランプ氏の一声が楽しみだ。

KPAの投資戦略

| ロング (買い) | ショート (売り) |
|---------------|---------------|
| 好財務の割安株、今期増益株 | 高PB低位株、高PE新興株 |

(注) ヘッジ・ファンド向け戦略としての一例。投資期間は半年程度を想定。



本レポートは、情報提供の目的のみでご利用者に提供されるものであり、有価証券売買に関する何らかの申し込みまたは勧誘を意図するものではありません。本レポートに記載されるすべての意見および予測は、レポートの日付時点におけるコマツ・ポートフォリオ・アドバイザーズ(以下、KPA)の判断であって、予告なしに変更される場合があります。KPAは本レポートに記載される情報もしくは分析がすべてのご利用者にとって適切であるとの表明を行うものではありません。ご利用者は、投資に伴うリスクとメリットがご自身にとって適切であるかどうか、自己の責任で判断して頂きます。KPAは本レポートについてその正確性、完全性または適時性を保証していません。KPAはいかなる保証も行わないことを明確にしています。KPAは本レポートに記載される情報もしくは分析にご利用者が依拠した結果として被る可能性のある直接的あるいは間接的な損害について責任を負いません。本レポートについての知的財産権はKPAに帰属し、著作権、特許権、商標権その他の知的財産権に関する法令により保護されています。本レポートを印刷した場合も、その印刷物の著作権は、KPAに帰属します。ご利用者は個人的利用を目的としたバックアップのためにのみ印刷、複製することができます。プリントアウトした印刷物や複製したデータを、個人的利用以外の目的で使用することはできません。ご利用者は、本レポートを、有償・無償を問わず、第三者に提供することはできません。また、これを改変、修正することはできません。本規定にご利用者が違反した場合、KPAは金銭的な損害賠償を含む救済手段を請求する権利があります。